（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「改正再エネ特措法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「「新再エネ特措法」という。」を「「新再生可能エネルギー電気特措法」という。」に、「新再エネ特措法第九条第三項」を「新再生可能エネルギー電気特措法第九条第四項」に、「新再エネ特措法第二条第三項」を「新再生可能エネルギー電気特措法第二条第二項」に改める。

附則第三条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に、「同省令第二十二条」を「同令第十三条の三の四」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「「旧接続請求」という。」の下に「のうち、その出力が五百キロワット未満の風力発電設備に係るもの」を加え、「第十三号まで」を「第九号まで」に改め、同条第二項中「第十三号まで」を「第九号まで」に改め、同条第三項を削る。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項柱書中「認定を受けた日」を「認定を受けた日（当該認定事業者が最初に認定を受けた日をいう。以下この条において同じ。）」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和三年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の第一条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条の五に規定する供給促進交付金単価の算定に係る平均価格について、この施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までにおいては、令和三年十二月から令和四年三月までの卸電力取引所（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十七条に規定する卸電力取引所をいう。）が開設する翌日市場（電気事業法第九十八条第二項に規定する翌日市場をいう。）及び一時間前市場（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。）における同一時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した各月平均価格（ただし、認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び一時間前市場における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均し、さらに、その額を同一の時間帯における一般送配電事業者が公表する発電量により加重平均した額とする。）又は認定発電設備ごとに次の各号に掲げる各月の額のいずれか低い額とする。

一　北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社又は東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域に設置された太陽光発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十五円四十六銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十五円四十六銭、令和四年二月は一キロワット時当たり十五円四十六銭、令和四年三月は一キロワット時当たり十五円四十六銭

二　北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社又は東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域に設置された風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十三円三銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十五円六十四銭、令和四年二月は一キロワット時当たり十六円二銭、令和四年三月は一キロワット時当たり八円六十七銭

三　中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社又は沖縄電力株式会社の供給区域に設置された太陽光発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十三円四銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十五円六十三銭、令和四年二月は一キロワット時当たり十五円四銭、令和四年三月は一キロワット時当たり十円六銭

四　中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社又は沖縄電力株式会社の供給区域に設置された風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十二円八十二銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十五円二十六銭、令和四年二月は一キロワット時当たり十五円三十八銭、令和四年三月は一キロワット時当たり八円五十四銭

2　強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画が法第九条第三項の認定を受けたものである場合については、施行規則第五条第一項（第九号の二に係る部分に限る。）及び第二項（第七号の二及び第七号の三に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

3　法第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画が法第九条第三項の認定を受けたものである場合については、施行規則第五条第一項（第十二号の二に係る部分に限る。）及び第二項（第七